平成２５年（フ）第３３８号
北海道江別市東光町24番地の４
債務者　佐藤　良徳
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７号
北海道北見市北７条西５丁目３番地セブンコーポ305号
債務者　上野　峯裕
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第８号
山形県酒田市観音寺字町28番地
債務者　佐藤　貞子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第２８号
群馬県渋川市金井736番地２
債務者　星野　東丙
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
群馬県前橋市大前田町1553番地１
債務者　伴野　有希
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４号
群馬県前橋市天川大島町３丁目61番地20　フローラル中嶋101号
債務者　大谷　佐近
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５号
群馬県前橋市岩神町４丁目22番８―304号
債務者　田村　節子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５５号
埼玉県三郷市彦成３丁目13番５―207号
債務者　奥村　祥子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
埼玉県熊谷市拾六間667番地32
債務者　三品　守信
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４５号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美1525番地
債務者　小枝　文男
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５７号
埼玉県東松山市六軒町19番地９　アプリコット201
債務者　佐々木好美
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２１２号
千葉県船橋市二子町488番地１　ニューハイツ石井201号
債務者　牧野　翔一
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
千葉県旭市ニの1010番地
債務者　飯島　和幸
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第９４号
神奈川県小田原市早川１丁目16番地の８　なごみの家
債務者　畑瀬　直孝
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３９号
相模原市中央区上溝2242番地４　パークハイツ301号室
債務者　中山　　愛
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４０号
相模原市南区若松２―15―10　勝見方、住民票上の住所相模原市中央区並木２丁目１番15号
債務者　千葉　香織
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５５１号
新潟市中央区上近江４丁目９番16―104号、申立時の住所新潟市中央区上所３丁目13番45号
債務者　佐々木三男
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
新潟地方裁判所民事部